

## 川南町高齢者タクシー利用料金助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、高齢者の経済的負担を軽減し、日常生活の利便性と社会生活圏の拡大を図り、もって高齢者の福祉の増進に資するために、高齢者へタクシー料金の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) タクシー会社 一般社団法人宮崎県タクシー協会に加盟し、川南町内に事業所を有する法人をいう。

(2) 基本料金 タクシー会社が規定する初乗り料金をいう。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の全ての要件を満たす者とする。

(1) 町内に住所を有する者であること。

(2) 助成を受けようとする会計年度の4月1日時点で75歳以上の者であること。

### (助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者は、川南町高齢者タクシー利用料金助成事業利用券交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する提出は、令和6年5月1日から令和6年6月30日までに行わなければならない。

### (助成内容等)

第5条 町長は、前条の規定により申請書が提出されたときは第3条に規定する要件を満たすことを審査し、交付することを決定したときは当該申請者に、タクシー利用券を交付する。

2 町長は、対象者1人につき24枚のタクシー利用券を配布する。

3 タクシー利用券を利用できる期間は、令和6年12月31日までとする。

4 町長は、タクシー利用券1枚につき基本料金に相当する額を助成する。

5 タクシー利用券の交付を受けた者は、1回のタクシー乗車につき1枚のタクシー利用券を利用することができる。

6 助成の方法は、受託するタクシー会社が町に報告・請求するタクシー券利用実績によりタクシー会社が助成額を受け取る代理受領方式とする。

### (費用の支払方法)

第6条 タクシー会社は、1月間に利用されたタクシー利用券の枚数に基本料金を乗じて得た額を請求書(様式第2号)に記載し、タクシー利用券を添えて翌月10日までに町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときはこれを審査し、適当と認めるときは速やかに支払うものとする。

### (タクシー利用券の返還)

第7条 タクシー利用券の交付を受けた者が、第3条に規定する要件に該当しなくなったときは、未使用のタクシー利用券を直ちに返還しなければならない。

### (タクシー利用券の譲渡の禁止)

第8条 タクシー利用券の交付を受けた者は、そのタクシー利用券を他人に譲渡してはならない。

(交付決定の取消又は返還)

第9条 町長は、助成対象者が、偽りその他不正な行為によりタクシー利用券の交付を受けたことが明らかになったときは、既に利用したタクシー利用券に相当する金額と未使用のタクシー利用券の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年12月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、第6条及び第9条の規定については、この告示の廃止後も、なおその効力を有する。